

(実用新案法施行規則の一部改正)
 第三条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条第六項中「特許法施行規則第三十八条の六」を「特許法施行規則第三十八条の二の二、第三十八条の二の三、第三十八条の六」に改め、除く。次に「国際出願日の特例、明らかでない訂正」を加える。

附則
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。
 (特許法施行規則等の改正に伴う経過措置)
 第三条 第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三(第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十七号
 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十五号)の施行に伴い、並びに輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、輸出入取引法施行規則(昭和三十年通商産業省令第四十五号)の全部を改正する省令を次のように定める。
 平成十九年三月三十日
 経済産業大臣 甘利 明

輸出入取引法施行規則

目次

第一章 輸出に関する協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項(第一条―第四条)

第二章 輸出組合又は輸入組合

第一節 届書等の提出(第五条)

第二節 電磁的記録等(第六条―第八条)

第三節 設立(第九条・第十条)

第四節 電磁的記録の備置きに関する特則(第十一条)

第五節 役員(第十二条―二十条)

第六節 決算関係書類

第一款 総則(第二十一条―第二十四条)

第二款 財産目録(第二十五条)

第三款 貸借対照表(第二十六条―第三十条)

第四款 損益計算書(第三十一条・第三十二条)

第五款 剰余金処分案又は損失処理案(第三十三条―第三十五条)

第七節 事業報告書(第三十六条―第三十九条)

第八節 決算関係書類及び事業報告書の監査

第一款 通則(第四十条)

第二款 輸出組合又は輸入組合における監査(第四十一条―第四十三条)

第九節 決算関係書類及び事業報告書の組合員への提供(第四十四条・第四十五条)

第十節 会計帳簿

第一款 総則(第四十六条)

第二款 資産及び負債の評価(第四十七条・第四十八条)

第三款 純資産(第四十九条・第五十条)

第十一節 総会の招集手続等(第五十一条 第五十六条)

第十二節 余裕金運用の制限(第五十七条)

第十三節 解散及び清算並びに合併(第五十八条―第六十九条)

第十四節 不服の申出及び検査の請求(第七十条・第七十一条)

第三章 負担金の徴収等(第七十二条―第七十五条)

附則

第一章 輸出に関する協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項
 (協定の締結の届出)
 第一条 輸出入取引法(以下「法」という。)第五条第一項の規定により協定の締結の届出をしようとする者は、様式第一による届書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。
 一 協定書の写し
 二 協定を締結する理由を記載した書面
 (協定の廃止の届出)
 第二条 法第七条の規定により協定の廃止の届出をしようとする者は、様式第二による届書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 (組合員の遵守すべき事項の設定の届出)
 第三条 法第十一条第二項の規定により組合員の遵守すべき事項の設定の届出をしようとする者は、様式第三による届書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。
 一 組合員の遵守すべき事項を記載した書面
 二 組合員の遵守すべき事項を設定する理由を記載した書面
 三 組合員の遵守すべき事項の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
 (組合員の遵守すべき事項の廃止の届出)
 第四条 法第十三条第三項において準用する法第七条の規定により組合員の遵守すべき事項の廃止の届出をしようとする者は、様式第四による届書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 第一章 輸出組合又は輸入組合
 第一節 届書等の提出

第五条 輸出組合又は輸入組合は、次の表の区分により届書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 い。

| 提出すべき場合 | 提出すべき届書 | 提出期限 |
|--|--|-------------|
| 一 法第十六条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)の規定により組合員に出資をさせる輸出組合(以下「出資輸出組合」という。)又は組合員に出資をさせる輸入組合(以下「出資輸入組合」という。)に移行したとき | 様式第五による届書(移行の日現在における組合員の氏名又は名称、住所及び組合員の出資口数を記載した書面を添付しなければならない。) | 移行の日から二週間以内 |
| 二 法第十七条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)の規定により出資輸出組合以外の輸出組合(以下「非出資輸出組合」という。)又は出資輸入組合以外の輸入組合(以下「非出資輸入組合」という。)に移行したとき | 様式第六による届書 | 移行の日から二週間以内 |

| 提出すべき場合 | 提出すべき届書 | 提出期限 |
|--|--|-------------|
| 一 法第十六条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)の規定により組合員に出資をさせる輸出組合(以下「出資輸出組合」という。)又は組合員に出資をさせる輸入組合(以下「出資輸入組合」という。)に移行したとき | 様式第五による届書(移行の日現在における組合員の氏名又は名称、住所及び組合員の出資口数を記載した書面を添付しなければならない。) | 移行の日から二週間以内 |
| 二 法第十七条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)の規定により出資輸出組合以外の輸出組合(以下「非出資輸出組合」という。)又は出資輸入組合以外の輸入組合(以下「非出資輸入組合」という。)に移行したとき | 様式第六による届書 | 移行の日から二週間以内 |